

様式第17の4 (第23条の9の3関係)

接続約款設定 (変更) 届出書

令和5年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年3月31日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接続約款新旧対照表

様式第17の4の2

様式第17の4の3

様式第17の4の4

様式第17の4の5

様式第17の4の6

様式第17の4の7

様式第17の4の8

様式第17の4の9

様式第17の4の10

令和3年総務省告示第410号に基づく様式第1・2（R3用）

設備運用方針と需要に関するご報告

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新	旧
<p>(従量制の網使用料等の支払義務)</p> <p>第 53 条</p> <p>3 協定事業者は、従量制の網使用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が通信時間又は通信回数を記録している場合 協定事業者の記録する通信時間又は通信回数と料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 1 欄から第 5 欄に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する暦月（毎月初日の午前 0 時から末日の午後 12 時までの期間とします。）の前 12 暦月を最長として、その間の通信時間又は通信回数の累計をいいます。）に基づいて 1 日平均の通信時間又は通信回数を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 1 欄から第 5 欄に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>(従量制の網使用料等の計算方法)</p> <p>第 57 条 当社は、従量制の網使用料等は暦月に従って、毎月初日の午前 0 時から末日の午後 12 時までの間に終了した通信について、次条により測定する通信時間又は通信回数の累積と料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 1 欄から第 5 欄の規定により計算します。</p> <p>料金表 通則（略） 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用（略）</p>	<p>(従量制の網使用料等の支払義務)</p> <p>第 53 条</p> <p>3 協定事業者は、従量制の網使用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が通信時間又は通信回数を記録している場合 協定事業者の記録する通信時間又は通信回数と料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 1 欄から第 5 欄、又は第 2（網改造料） 2（料金額） 2 - 1（算出式）(2)に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する暦月（毎月初日の午前 0 時から末日の午後 12 時までの期間とします。）の前 12 暦月を最長として、その間の通信時間又は通信回数の累計をいいます。）に基づいて 1 日平均の通信時間又は通信回数を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 1 欄から第 5 欄、又は第 2（網改造料） 2（料金額） 2 - 1（算出式）(2)に規定する料金額に基づいて算定した額</p> <p>(従量制の網使用料等の計算方法)</p> <p>第 57 条 当社は、従量制の網使用料等は暦月に従って、毎月初日の午前 0 時から末日の午後 12 時までの間に終了した通信について、次条により測定する通信時間又は通信回数の累積と料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 1 欄から第 5 欄、又は第 2（網改造料） 2（料金額） 2 - 1（算出式）(2)の規定とにより計算します。</p> <p>料金表</p>

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新						旧									
2 料金額						通則 (略)									
第1表 接続料金						第1表 接続料金									
第1 網使用料 1 適用 (略)						第1 網使用料 1 適用 (略)									
2 料金額						2 料金額									
区分		単位		料金額		備考		区分		単位		料金額		備考	
(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.041535 円		—		(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.041884 円		—	
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.074763 円		—		(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに		0.075392 円		—	
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに		0.38997 円		—		(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに		0.39062 円		—	
(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに		3.51094 円		—		(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに		3.51094 円		—	
(5) MNP転送機能		1 秒ごとに		0.011280 円		—		(5) MNP転送機能		1 秒ごとに		0.024848 円		—	
(6) FOMA直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの	156,446 円	月額	(6) FOMA直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの	203,270 円	月額				
		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	15,644 円	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	20,327 円	月額					
			(ア) 10Mb/s のもの	130,846 円	月額			令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの	156,446 円	月額				
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	13,084 円	月額				(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	15,644 円	月額				
			(ア) 10Mb/s のもの	112,555 円	月額										
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	11,255 円	月額											

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新						旧					
		適用する 料金	える 1.0Mb/s ごとに					令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	130,846 円	月額
	イ 削除							令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	112,555 円	月額
(7) X i 直収パ ケット接続 機能	ア GTP 接続	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	156,446 円	月額						
		令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	15,644 円	月額						
		令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	130,846 円	月額						
		令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	13,084 円	月額						
		令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	112,555 円	月額						
								イ 削除			
(7) X i 直収パ ケット接続 機能	ア GTP 接続	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	203,270 円	月額						
		令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	20,327 円	月額						
		令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	156,446 円	月額						

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新						旧							
		年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	11,255 円	月額			6 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	15,644 円	月額		
	イ 削除									令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	130,846 円	月額
(7)の 2 5G 直収 パケット接 続機能	GTP 接続	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	156,446 円	月額			令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	112,555 円	月額		
		令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	130,846 円	月額			11,255 円	月額				
		令和 7 年	(ア)	112,555 円	月額			イ 削除					
								(7)の 2 5G 直収 パケット接 続機能	GTP 接続	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで 適用する	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える	203,270 円	月額
												20,327 円	月額

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧						
		4月1日 から令和8 年3月 31日まで 適用する 料金	10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	11,255 円	月額			料金	1.0Mb/s ごと に		
(8) FOMA 特定接続契約者 回線管理機能	令和5年4月1 日から令和6年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	65 円	月額			令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	156,446 円	月額	
	令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	62 円	月額			令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	130,846 円	月額	
	令和7年4月1 日から令和8年 3月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	60 円	月額			令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	(ア) 10Mb/s のも の (イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	112,555 円	月額	
(9) X i 特定 接続契約者回線 管理機能	令和5年4月1 日から令和6年3 月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	65 円	月額			令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごと に	11,255 円	月額	
	令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	62 円	月額							
	令和7年4月1 日から令和8年 3月31日まで適用 する料金	1 契約者回線 ごとに	60 円	月額							
						(8) FOMA 特定接続契約者	令和4年4月1 日から令和5年	1 契約者回 線ごとに	69 円	月額	

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧				
	3月31日まで適用する料金				回線管理機能	3月31日まで適用する料金			
(9)の2 5G特定接続契約者回線管理機能	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	65円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	65円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	62円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	62円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	60円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	60円	月額
(9)の3 FOMA特定接続契約者(音声)回線管理機能		1契約者回線ごとに	71円	月額	(9)Xi特定接続契約者回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	69円	月額
(9)の4 Xi特定接続契約者(音声)回線管理機能		1契約者回線ごとに	71円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	65円	月額
(9)の5 5G特定接続契約者(音声)回線管理機能		1契約者回線ごとに	71円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	62円	月額
		1契約者回線ごとに				令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1契約者回線ごとに	60円	月額

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新	旧				
		年3月31日まで適用する料金			
	(9) の2 5G 特定接続契約者回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	69 円	月額
		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	65 円	月額
		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	62 円	月額
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 契約者回線ごとに	60 円	月額
	(9) の3 FOMA 特定接続契約者(音声)回線管理機能		1 契約者回線ごとに	75 円	月額
	(9) の4 Xi 特定接続契約者(音声)回線管理機能		1 契約者回線ごとに	75 円	月額
	(9) の5 5G 特定接続契約者(音声)回線管理機能		1 契約者回線ごとに	75 円	月額

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新		旧	
第2 網改造料 1 適用		第2 網改造料 1 適用	
区分	内 容	区分	内 容
(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、1-1（網改造料の対象となる機能）に掲げる機能に適用します。	(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、1-1（網改造料の対象となる機能）に掲げる機能に適用します。
(2) 網改造料の按分	網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）第1欄、第4欄、及び第9欄に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。	(2) 網改造料の按分	網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）第1欄、第4欄、及び第9欄に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、第3欄に掲げる機能については、2-1 算出式(2)に基づき、算出した料金額を適用します。
2 料金額 網改造料は、次により算定します。 2-1 算出式 <u>1-1（網改造料の対象となる機能）第3欄に掲げる機能以外の料金額</u>		2 料金額 網改造料は、次により算定します。 2-1 算出式 (1) (2)以外の料金額	
項目	内 容	項目	内 容
年額料金	<p>年額料金 = (1)本体設備使用料 + (2)土地建物使用料</p> <p>(1) 本体設備使用料 = 減価償却費 + 設備管理費</p> <p>(2) 土地建物使用料 = ①土地使用料 + ②建物使用料</p> <p>① 土地使用料 = 設備管理費</p> <p>② 建物使用料 = 減価償却費 + 設備管理費</p> <p>ただし、第27条の2（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。</p>	年額料金	<p>年額料金 = (1)本体設備使用料 + (2)土地建物使用料</p> <p>(1) 本体設備使用料 = 減価償却費 + 設備管理費</p> <p>(2) 土地建物使用料 = ①土地使用料 + ②建物使用料</p> <p>① 土地使用料 = 設備管理費</p> <p>② 建物使用料 = 減価償却費 + 設備管理費</p> <p>ただし、第27条の2（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用</p>

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新		旧	
	料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金×12		設備等について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。 料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金×12
減価償却費	減価償却費は次の算出式により算定します。 減価償却費 = 当該設備の創設費 / 法定耐用年数 ア 上記の算出式にかかわらず、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、上記に定める減価償却費の支払いを要しません。 イ 当該設備の創設費は次の算出式により算定します。 当該設備の創設費 = (物品費 + 取付費) × (1 + 諸掛費率) ただし、(2)②の当該建物の創設費は、上記算出にかかわらず、当該建物に係る建設費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 ウ 諸掛費率は2 - 2によります。	減価償却費	減価償却費は次の算出式により算定します。 減価償却費 = 当該設備の創設費 / 法定耐用年数 ア 上記の算出式にかかわらず、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、上記に定める減価償却費の支払いを要しません。 イ 当該設備の創設費は次の算出式により算定します。 当該設備の創設費 = (物品費 + 取付費) × (1 + 諸掛費率) ただし、(2)②の当該建物の創設費は、上記算出にかかわらず、当該建物に係る建設費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 ウ 諸掛費率は2 - 2によります。
設備管理費	設備管理費は次の算出式により算定します。 設備管理費 = 当該設備の創設費 × 設備管理費率 ア 当該設備の創設費については、減価償却費に係る欄のイの算出式によります。 ただし、(2)①の当該土地の創設費は、減価償却費に係る欄のイの算出式にかかわらず、当該土地に係る購入費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 イ 設備管理費率は2 - 2によります。	設備管理費	設備管理費は次の算出式により算定します。 設備管理費 = 当該設備の創設費 × 設備管理費率 ア 当該設備の創設費については、減価償却費に係る欄のイの算出式によります。 ただし、(2)①の当該土地の創設費は、減価償却費に係る欄のイの算出式にかかわらず、当該土地に係る購入費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 イ 設備管理費率は2 - 2によります。
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。	月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。
2-2 年額料金の算定に係る比率			
区分	内容		
諸掛費率	0.124		

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧										
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.142</u>	(2) 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第3欄に掲げる機能の料 金額										
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.054</u>											
		法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.120</u>	項目 料金額	内容 料金額 = トランクポート等機能に係る当社負担額 ただし、上記の料金額に各々の協定事業者がトランクポート等機能を利用 した総通信時間を当社及び協定事業者（特定端末系事業者を含みま す。）がトランクポート等機能を利用した総通信時間で除して算定した比率 を乗じて得た額を各協定事業者に適用します。									
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.033</u>											
	ハードウェア	法定耐用年数 期間内	ア イ以外の場合	<u>0.146</u>	2-2 年額料金の算定に係る比率										
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.059</u>											
		法定耐用年数 経過後	ア イ以外の場合	<u>0.120</u>	区分	内容									
			イ 伝送路設備等に係 るもの	<u>0.033</u>											
	土地				<u>0.057</u>	諸掛費率					0.116				
	通信用建物				<u>0.028</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年 数 期間内	ア イ以外の場合	0.143	設備管理費率 ソフトウェア 法定耐用年 数 期間内 ア イ以外の場合 イ 伝送路設備等に係 るもの 0.057 法定耐用年 数 経過後 ア イ以外の場合 イ 伝送路設備等に係 るもの 0.034 ハードウェア 法定耐用年 数 期間内 ア イ以外の場合 イ 伝送路設備等に係 るもの 0.062 法定耐用年 数 経過後 ア イ以外の場合 イ 伝送路設備等に係 るもの 0.034 土地 0.061				
土地				<u>0.057</u>	諸掛費率					0.116					
通信用建物				<u>0.028</u>	諸掛費率					0.116					
土地				<u>0.057</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年 数 期間内	ア イ以外の場合	0.143						
通信用建物				<u>0.028</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年 数 経過後	イ 伝送路設備等に係 るもの	0.057						
土地				<u>0.057</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年 数 経過後	ア イ以外の場合	0.120						
通信用建物				<u>0.028</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年 数 期間内	イ 伝送路設備等に係 るもの	0.034						
土地				<u>0.057</u>	設備管理費率	ハードウェア	法定耐用年 数 期間内	ア イ以外の場合	0.148						
通信用建物				<u>0.028</u>	設備管理費率	ハードウェア	法定耐用年 数 経過後	イ 伝送路設備等に係 るもの	0.062						
土地				<u>0.057</u>	設備管理費率	ハードウェア	法定耐用年 数 経過後	ア イ以外の場合	0.120						
通信用建物				<u>0.028</u>	設備管理費率	ハードウェア	法定耐用年 数 期間内	イ 伝送路設備等に係 るもの	0.034						
土地				<u>0.057</u>	設備管理費率	土地			0.061						

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新	旧	
	通信用建物	0.030

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧						
第2表 工事費及び手続費					第2表 工事費及び手続費						
第1 工事費					第1 工事費						
1 適用 (略)					1 適用 (略)						
2 工事費の額					2 工事費の額						
2-1 工事費					2-1 工事費						
区分			単位	工事費の額	備考	区分			単位	工事費の額	備考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—	(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—
(2) 削除	—		—	—	—	(2) 削除	—		—	—	—
(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア イ以外の場合	1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—	(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する費用	ア イ以外の場合	1 工事ごと	1 (適用) 第1欄のとおり	—
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごと	14,010 円	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1 (適用) 第1欄のとおりとします。				イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごと	13,913 円

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧						
2-2 算出式 (略)					2-2 算出式 (略)						
2-3 2-2 に適用する作業単金					2-3 2-2 に適用する作業単金						
区分		単位	内容		区分		単位	内容			
平日昼間		一人あたり1時間ごとに	5,604 円		平日昼間		一人あたり1時間ごとに	5,565 円			
平日夜間		一人あたり1時間ごとに	6,484 円		平日夜間		一人あたり1時間ごとに	6,433 円			
平日深夜		一人あたり1時間ごとに	7,679 円		平日深夜		一人あたり1時間ごとに	7,611 円			
土日祝日昼夜間		一人あたり1時間ごとに	6,861 円		土日祝日昼夜間		一人あたり1時間ごとに	6,805 円			
土日祝日深夜		一人あたり1時間ごとに	8,056 円		土日祝日深夜		一人あたり1時間ごとに	7,984 円			
第2 手数料 (略)					第2 手数料 (略)						
2-2 2-1 以外の手续费 (略)					2-2 2-1 以外の手续费 (略)						
2-3 算出式 (略)					2-3 算出式 (略)						
第3表 その他の費用					第3表 その他の費用						
第1 USIMカードの貸与に係る費用					第1 USIMカードの貸与に係る費用						
1 USIMカードの貸与に係る費用の額					1 USIMカードの貸与に係る費用の額						
区分		単位	形状	費用の額	備考	区分		単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用		1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	208 円	FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用		1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	258 円	FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新		旧		
<p><u>附 則 (令和 5 年 3 月 24 日経企第 4272 号)</u> <u>(実施期日)</u> 1 <u>この改正規定は、令和 5 年 3 月 31 日から実施します。</u></p> <p><u>(網使用料の料金額)</u> 2 <u>当社は、この改正規定実施の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) の規定にかかわらず、第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に定める料金額について、次表に規定する額を適用します。</u></p>				
	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>	<u>備考</u>
<u>(6) F O M</u> <u>A 直収パケット</u> <u>接続機能</u>	<u>ア GTP 接続</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/s のも</u> <u>の</u>	<u>203,270 円</u>	<u>月額</u>
		<u>(イ)</u> <u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>	<u>20,327 円</u>	<u>月額</u>
<u>イ 削除</u>				
<u>(7) X i 直</u> <u>収パケット接続</u> <u>機能</u>	<u>ア GTP 接続</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/s のも</u> <u>の</u>	<u>203,270 円</u>	<u>月額</u>
		<u>(イ)</u> <u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>	<u>20,327 円</u>	<u>月額</u>
<u>イ 削除</u>				

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧				
<u>(7)の2</u> <u>5G直収パケッ</u> <u>ト接続機能</u>	<u>GTP 接続</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/s のも</u> <u>の</u>	<u>203,270 円</u>	<u>月額</u>					
		<u>(イ)</u> <u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>	<u>20,327 円</u>	<u>月額</u>					
<u>(8) F O M A 特定接続契約者回線</u> <u>管理機能</u>	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>69 円</u>	<u>月額</u>						
<u>(9) X i 特定接続契約者回線管理</u> <u>機能</u>	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>69 円</u>	<u>月額</u>						
<u>(9) の 2 5G 特定接続契約者回</u> <u>線管理機能</u>	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>69 円</u>	<u>月額</u>						
<u>(網改造料の料金額)</u>									
<u>3 当社は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 1</u>									
<u>表 (接続料金) 第 2 (網改造料) 1 - 1 (網改造料の対象となる機能) 第 3 欄</u>									
<u>に掲げる機能の料金額について、次表に規定する額を適用します。</u>									
<u>項</u>	<u>目</u>								
<u>内</u>	<u>容</u>								
<u>料</u>	<u>金額</u>								
<u>額</u>	<u>料金額 = トランクポート等機能に係る当社負担額</u>								
	<u>ただし、上記の料金額に各々の協定事業者がトランクポート等機能を利用した総通信</u>								
	<u>時間を当社及び協定事業者 (特定端末系事業者を含みます。) がトランクポ</u>								
	<u>ート等機能を利用した総通信時間で除して算定した比率を乗じて得た額を各協定</u>								
	<u>事業者に適用します。</u>								

接続約款新旧対照表 (2023/3/31 改正)

新					旧
<p><u>(USIMカードの貸与に係る費用の額)</u></p> <p>4 当社は、この改正規定実施の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (USIMカードの貸与に係る費用) 1 (USIMカードの貸与に係る費用の額) の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。</p>					
<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>形状</u>	<u>費用の額</u>	<u>備考</u>
<u>USIMカードの貸与に係る費用</u>	<u>USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用</u>	<u>1 枚ごとに</u>	<u>Plug-in UICC、Mini-UICC、又は 4FF</u>	<u>258 円</u>	<u>FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。</u>